

長崎国際大学共同研究規程

(平成12年4月1日制定)

改正 平成19年4月1日 平成27年10月28日

平成30年9月26日 令和元年9月25日

令和6年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、長崎国際大学（以下「本学」という。）における企業等学外の機関（以下「学外機関」という。）との共同研究の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「共同研究」とは、本学が学外機関から研究者及び研究経費等を受入れて、学外機関の研究者と共通の研究課題について共同して行う研究をいう。

(研究代表者)

第3条 共同研究の代表者（以下「研究代表者」という。）は、本学の基幹教員、特任教員、名誉教授、及び客員教授とする。

2 本学は、学外機関から本学に派遣されて共同研究にあたる者は原則、訪問研究員として受入れるものとする。ただし、本学より給与等の支給があるものは別途協議する。

(共同研究受入れの原則)

第4条 共同研究の受入れは、当該共同研究により、優れた研究成果が期待でき、かつ本学の教育研究に支障が生じないと認められる場合に限り行うものとする。

(共同研究の形態)

第5条 共同研究の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学外機関から、研究者及び研究経費の全部又は研究資材等の提供を受けて行うもの
- (2) 学外機関から、研究経費の一部又は研究資材等の提供を受け、かつ本学が研究経費を負担して行うもの
- (3) 学外機関から、その有する研究情報の提供を受け、本学が研究経費の全部を負担して行うもの
- (4) その他、学長が必要と認めて行うもの

(共同研究の申請)

第6条 共同研究を行う場合、研究代表者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 共同研究申込書（別紙1）
- (2) 共同研究の計画書等
- (3) 共同研究の研究経費算定内訳書（別紙3）
- (4) その他、共同研究の実施に関する書類

(共同研究の決定)

第7条 学長は、前条の申請があった場合、共同研究受入れの可否を決定する。

(共同研究契約の締結)

第8条 共同研究の実施を決定したときは、学長は、当該学外機関との間で「共同研究契約書」を締結するものとする。

(共同研究に係る経費の負担)

第9条 本学は、本学の教育研究に支障のない範囲において、共同研究のために必要な本学の施設設備を利用させるとともに、当該施設設備の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 第5条第1号及び第2号の規定により納入された研究経費は、原則としてこれを返還しない。ただし、共同研究期間の途中で当該共同研究を中止した場合は、不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還する場合がある。

(共同研究に係る研究経費の内訳)

第9条の2 共同研究に係る研究経費の内訳は次の通りとする。

(1) 直接経費 謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額とする。

(2) 間接経費 当該研究の遂行に伴う事務的経費。直接研究費の10%とする。ただし、委託者の内部規程等により間接経費に関する定めがある場合、協議の上、その割合を決定する。

(研究経費の変更)

第10条 第5条第1号及び第2号の規定により納入された研究経費に不足が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、研究代表者は、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項により報告を受けたときは、学外機関の長と協議するものとする。

(設備等の帰属)

第11条 学外機関から提供された研究経費により取得した設備、備品等は、本学に帰属するものとする。

(共同研究の終了)

第12条 共同研究が終了したときは、研究代表者は「共同研究終了報告書」(別紙2)を学長に提出しなければならない。

(特許出願)

第13条 学長又は学外機関の長は、研究代表者又は訪問研究員が、共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめそれぞれ相手方の同意を得なければならない。

2 学長又は学外機関の長は、研究代表者及び訪問研究員が、共同研究の結果、共同して発明を行った場合において特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。ただし、学外機関の長から、特許を受ける権利を譲渡された場合は、学長は単独で特許出願を行うことができる。

(実用新案等の取扱い)

第14条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前条の規定を準用する。

(研究成果の公表)

第15条 研究代表者は、共同研究による研究成果を自由に公表することができる。

2 前項にかかわらず、特許出願を行うなど、特に必要があると認める場合は、学長は、研究成果の公表の時期、内容及び方法を学外機関の長との協議により定めるものとする。

(利益相反)

第16条 研究代表者は、「利益相反に関する規程」に従って利益相反状態の防止に努め、社会的説明を果たさなければならない。

(秘密の保持)

第17条 研究代表者は本学が定める「長崎国際大学共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程」に従い、共同研究において知り得た情報の内、指定されたものは秘密として取扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。

(事務)

第18条 共同研究に関する事務は、産学連携・研究支援室が行う。

(改定)

第19条 この規程の改定は、当分の間、産学連携・研究支援室が起案し、全学教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(事務局組織の変更による改正)

附 則 (平成27年10月28日)

この規程は、平成27年10月28日から施行する。

附 則 (平成30年9月26日)

この規程は、平成30年9月26日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日)

この規程は、令和元年9月25日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙1)

共同研究申込書

[別紙参照]

(別紙2)

共同研究終了報告書

[別紙参照]

(別紙3)

研究経費算定内訳書

[別紙参照]